

3-2 自分に合った健康づくりを通して、心地よく過ごせるまち【健康づくり】

施策11 生涯を通じた健康づくり

目的

対象 …… 市民

意図 …… 生涯にわたり健康な生活を送ることができる
身近な地域で安心して医療を受けられる

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

市民が主体的に取り組む地域健康づくりや疾病予防を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療体制及び重症化予防の充実を図ります。また、医療保険制度改革に適切に対応した保健行政の推進を図ります。

施策のポイント

- 健康づくりプラン及び食育推進基本計画に基づく健康づくりと食育の推進
- 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進
- 3師会（調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会）との連携による全庁的な受動喫煙防止対策の推進
- 市民や関係機関等との連携強化による自殺対策の総合的・効果的な推進
- 新型コロナウイルス感染症など、今後における感染症への適切な対応
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組の推進
- 国民健康保険データヘルス計画に基づく取組の推進

基本的取組の体系

施策11 生涯を通じた健康づくり

11-1 からだとこころの健康づくりの推進

11-2 疾病の早期発見・早期治療体制・重症化予防の充実

11-3 国民健康保険事業等の実施

重点

歯と口腔の健康づくり

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施[再掲]

3 総合的ながん対策の推進

国保ヘルスアップ事業の推進

基本計画事業

- 健康寿命は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。市における65歳の健康寿命について、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合、男性は平成22年の80.97年から令和2年の81.64年と0.67年延伸し、女性は、平成22年の82.19年から令和2年の83.02年と0.83年の延伸となっています。平均寿命の延伸に伴い、今後、市においても供給量を大きく上回る形で医療・介護サービスの需要の増大が予測される中、平均寿命と健康寿命の差を縮め、健康な期間を延ばすための取組の重要性がより一層増していくと考えられます。
- 市は、現在、「調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）」に基づき、庁内で連携を図りながら、市民の自主的な健康づくり活動に対する支援や学校、保育園、幼稚園、企業等と連携した食育の取組を推進しています。近年、自分が健康だと感じている市民の割合は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、令和3年度では72.4%と平成30年度の74.1%と比較して1.7ポイント低下しています。今後、より効果的な施策の推進に向けて、新型コロナウイルス感染症により大きく変化した市民生活の実態を分析し、今後の計画に反映する必要があります。
- 「自分の健康は自分で守る」を基本に、市民が自らの健康に対して目標を持ち、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むことができるよう、各種健康教育の場や相談の場の提供等を通じて、健康に関する正しい知識の普及と健康管理の重要性に対する意識の向上を促進する必要があります。あわせて、市民一人一人のライフステージに応じた各種健康診査・検診の充実を図ることによって、疾病の早期発見・早期治療や重症化の予防を促進する必要があります。
- 健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康の保持・増進が、基礎的かつ重要な役割を果たしています。市は、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージで、歯科健診又は歯周病検診、健康教育を実施しているほか、歯科医師及び歯科衛生士における障害者歯科に関する知識の習得や技術の向上を図るため、障害者歯科診療を実施しています。歯と口腔の健康は、全身の健康の保持・増進に深い関わりがあり、今後、さらに歯科口腔保健に関する取組の必要性の高まりが予測されることから、生涯を通じた施策の更なる推進が必要です。
- 市民の受動喫煙防止のため、調布市受動喫煙防止条例を令和元年7月に施行し、その周知啓発のためのリーフレットの全戸配布や受動喫煙ゼロの店登録事業を実施しているほか、調布市医師会等の関係機関との協力の下、医師による禁煙相談や子どもたちを対象とした防煙教育を実施しています。今後も、調布市医師会、調布市歯科医師会等の関係機関と協議、連携しながら、全庁的に更なる周知・啓発に取り組む必要があります。
- 自殺対策大綱は、「自殺対策基本法¹」に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針を定めたもので、自殺総合対策の基本理念として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げています。同大綱では、地方自治体の役割として、地域の実情等を勘案し、地域自殺対策計画を策定することが求められています。

1 自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、併せて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした、我が国で自殺対策に関する初めての法律。平成28年に改正。

- 市は、平成31年3月に「調布市自殺対策計画」を策定し、「支え合い 認め合い とともに暮らす」を基本理念として掲げ、誰もが孤立することなく、互いを尊重し、多様性を認めながらともに生きられるよう、市民一人一人がその人らしく暮らしていける地域社会を目指しています。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、自殺者数が増加している現状を踏まえ、「調布市自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパーの養成等により相談支援体制の充実を図るとともに、地域のネットワークを強化する必要があります。
- がんは、誰もがかかる可能性がある疾病であり、高齢化が進む中で、引き続き、がん患者の増加が予測されます。死因の1位である一方で、医療の進歩は目覚ましく、令和3年11月国立がん研究センター公表の5年相対生存率は、68.9%と年々上昇しています。早期発見・早期治療だけでなく、がん罹患しても自分らしく生活を続けられる支援の充実が必要です。
- 市は、調布市がん対策の推進に関する条例に基づき、がんの早期発見・早期治療を目的とした各種がん検診等の実施や、調布市医師会等の医療関係団体、協定締結企業との協働により、がん検診の受診啓発やがん教育に取り組んでいます。今後、がん患者のライフステージに応じた相談・支援のための環境整備や在宅療養希望者への支援が求められています。
- 生活習慣病の発症や重症化の進行を防ぐため、調布市国民健康保険データヘルス計画に基づく取組について、医療機関等と連携しながら推進していく必要があります。



基本的取組の内容

11-1 からだとこころの健康づくりの推進

◆市民の健康づくり活動の支援

調布市民健康づくりプランに基づく、健康講座や出前講座の実施のほか、市民が自主的に行う健康づくり活動の支援を推進します。また、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用した健（検）診や予防接種の記録の閲覧など市民への健康情報の提供を行います。

◆歯と口腔の健康づくりの推進

調布市歯科医師会との連携により、歯と口腔の健康が全身の健康の保持・増進に深く係わることを市民に周知しながら、歯科口腔保健の取組を推進します。

◆食育の推進

生涯にわたり豊かな食生活が実現できるよう、学校、地域等との連携を深めながら、調布市食育推進基本計画に基づき、食育を推進します。

また、市民へのアレルギー疾患に対する正しい知識の普及と不安の解消を図るため、アレルギー相談事業を推進します。

◆受動喫煙防止対策の推進

調布市受動喫煙防止条例の適切な運用と、調布市医師会等の関係機関との連携の下、受動喫煙防止対策を推進します。

◆自殺対策の推進

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、調布市自殺対策計画に基づき、ゲートキーパーの養成を継続するとともに、市民や関係機関等との連携を強化し、地域ネットワークの構築を図り、総合的かつ効果的な自殺対策を推進します。

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図るとともに、庁内組織の横断的な取組の下、高齢者の健康課題に応じたきめ細かな支援を行うため、保健事業と介護予防の一体的な取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
健康だと感じている市民の割合	69.8% (令和4年度)	80.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	43					
事業名	歯と口腔の健康づくり		区分	新規	担当課	健康推進課
事業の概要	乳幼児期から高齢期まで、歯と口腔の健康づくりを推進するため、年齢に応じた歯科健診や医科歯科の連携、障害者歯科診療を推進します。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科検診の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦歯科健診 ・幼児集団歯科健診(1歳6か月・3歳) ・こども歯科相談室(1歳・2歳・2歳6か月・3歳6か月・4歳・5歳・6歳)、歯科健診と健康教育 ・歯周病検診(35・40・45・50・60・70歳) ・後期高齢者歯科健診(76～80歳)口腔内検査、咀嚼・嚥下検査 ・障害者歯科診療の実施 ・休日歯科診療の実施 ○歯周病検診受診率の向上の取組 ○歯科口腔保健の普及啓発 	○継続	○継続	○継続		
事業費(百万円)	89	89	89	89		

No.	33					
事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【再掲】		区分	新規	担当課	保険年金課、高齢者支援室、健康推進課
事業の概要	高齢者の心身の多様な課題に対応し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、健診結果、医療レセプト及び介護レセプトから高齢者の健康課題を把握し、家庭訪問や通いの場への積極的関与等を通じて、必要な医療や介護サービス等への橋渡しやフレイル予防に取り組みます。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○健康課題の明確化による支援内容の検討・実施 ○個別の支援(ハイリスクアプローチ) ○通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ) ○推進連絡会等の開催 	○継続	○継続	○健康課題の明確化		
事業費(百万円)	2	3	9	3		

◆調布市がん対策の推進に関する条例に基づく総合的ながん対策の推進

調布市がん対策の推進に関する条例に基づき、各種がん検診受診率及び精密検査受療率の向上に向け、様々な媒体を活用した啓発や、がん患者とその家族に対する相談・支援体制の整備など、調布市医師会等との連携や、協定締結企業が有するノウハウ等を活用することにより、がん対策を総合的に推進していきます。あわせて、関係機関と連携し、検診を受診しやすい環境整備を進めます。

◆かかりつけ医等の普及定着の促進

医療機関等との連携を図り、症状に応じた適切な医療サービスを身近な地域で提供する「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」等の普及や定着に向けた取組を推進します。

◆健康危機管理対策

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後における感染症をはじめとした健康危機管理の取組を検討・実施します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
定期的ながん検診を受けている人の割合	47.1% (令和4年度)	55.0% (令和8(2026)年度)



<子宮頸がんキャンペーン>



<ピンクリボンキャンペーン>

基本計画事業

No.	44	重点3				
事業名	総合的ながん対策の推進		区分	拡充	担当課	健康推進課
事業の概要	がんの早期発見，早期治療を促すことにより，がんによる死亡者数の減少等を図るため，がん検診を充実するとともに，がんに関する相談・支援体制を整備します。					
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度		
	○集団検診の実施（胃がん，肺がん） ○個別検診の実施（胃がん，大腸がん，乳がん，子宮頸がん，前立腺がん） ・子宮頸がん検診の受診啓発（20歳の女性） ・子宮頸がん検診の受診勧奨年齢拡大 ○HPVセルフチェックの実施 ○がん検診推進事業（子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券の配布） ○ピンクリボンキャンペーンの実施 ○要精密検査者フォロー実施 ○がん検診体制等検討委員会の立上げ ○がん患者ウィッグ等購入費等助成 ○若年がん患者在宅療養支援事業 ○がんに関する情報提供の充実，相談・支援体制の検討・整備 ○HPVワクチン接種	○継続 ○継続 ・継続 ・胃がん内視鏡検診の対象年齢拡大 ・がん検診の受診勧奨 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○がん検診体制等検討委員会の開催 ○胃がん，乳がん検診受診勧奨の開始 ○継続 ○継続 ○がんに関する情報提供の充実，相談・支援体制の検討に基づく取組 ○継続	○集団検診の実施（肺がん） ○継続 ・継続 ・胃がんバリウム検診の個別検診への変更 ・継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○肺がん検診の個別化 ○継続 ・継続 ・継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続		
事業費 (百万円)	557	557	557	557		

●その他の主な事業

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を含む健康危機管理対策

◆生活習慣病の発症・重症化の予防

糖尿病，高血圧，脂質異常症などの生活習慣病予防のため，国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの方を対象に実施する特定健康診査・特定保健指導の受診率等の向上を図るほか，生活習慣病の重症化，合併症の発症，病状の進行等の予防に重点を置いた対策を推進します。

◆国民健康保険事業の健全化の推進

レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに，国保財政健全化計画に基づく各種取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
特定健康診査の受診率	51.1% (令和3年度)	55.0% (令和8(2026)年度)

基本計画候補

No.	45	事業名	区分	継続	担当課	保険年金課
事業の概要	医療機関等と連携し，国民健康保険被保険者の健康の保持・増進，生活の質の向上及び医療費適正化に向け，健康課題に則した保健事業を選定し取り組みます。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費分析の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費分析全年齢対象 ○データヘルス計画に基づく保健事業の実施 ○各保健事業の評価 ○次期データヘルス計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○データヘルス計画の中間評価 		
事業費(百万円)	27	17	17	25		



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 生活習慣病等の発症予防や病気による死亡リスクの低下，生活機能レベルの低下の予防など，健康寿命を延ばすための事業について，デジタル技術を活用しながら推進します。
- AI・RPAをはじめとしたDXを活用した医科等レセプトの点検により，給付・医療費の適正化を図ります。

共創のまちづくり

- アフラック生命保険株式会社と調布市の間で締結した「調布市とアフラックとのがん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定書」に基づき，がんに関する普及啓発やがん検診の受診奨励などの取組を推進します。
- がん患者のライフステージに応じた包括的な相談支援体制の構築を検討するなど，調布スマートシティ協議会を構成する民間企業等が有するノウハウを活用した取組を推進します。

脱炭素社会の実現

- 調布市食育推進基本計画に基づく食育を推進することを通じて，食品ロスの削減につなげます。
- 環境への負荷の少ない自転車の利用の促進を図ることにより，市民の健康増進につなげます。

フェーズフリー

- 避難所での生活となった際の健康を守るため，普段の健康づくり意識の醸成や，運動習慣・体力づくりに繋がる各種取組を推進します。
- 調布市医師会等の医療関係団体との継続的な緊急医療救護所訓練を通じて，災害時における初動医療体制の充実を図ります。
- 感染対策用品については，ローリングストックの視点を取り入れながら，備蓄品の確保・充実を行います。



< アフラックとの協働による小児がん募金活動 >